

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける
横浜市・都市ボランティア事務局運営業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

制定 令和元年 5 月 28 日 市才第 231 号

(趣旨)

第 1 条 「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける横浜市・都市ボランティア事務局運営業務委託」について、横浜市市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(プロポーザル関係資料提出要請書)

第 2 条 プロポーザル関係資料提出要請書を通知する際には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける横浜市・都市ボランティア事務局運営業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 企業の概要及び過去 10 年間の同種又は類似業務の実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 研修の実施方針及び運営手法
- (4) コールセンターの運営手法
- (5) ボランティアリーダー選出方針及び手法
- (6) 配置計画及び運営案の策定手法
- (7) ボランティア文化の醸成・定着に向けた取組の提案
- (8) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
- (2) 予定技術者（会社）の経験及び業務実施能力
- (3) 業務実施方針・手法（研修運営・電話問合せ）
- (4) リーダー選出方針及び配置計画の手法
- (5) ボランティア文化の醸成・定着に向けた取組の提案

- (6) 企業としてのワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、応募多数（4者以上）の場合は第1次評価として書類選考を行うものとする。ただし、応募数が3者以下の場合は第1次評価を省略する。
- 3 別紙提案書作成要領の評価項目（加算項目は除く）のいずれかの着目点について、評価点が0点となった者は失格とする。また、評価点の合計が59点以下の者（最低基準は60点）は失格とする。
- 4 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価点が高い者を特定する。評価点が同点の場合は、全ての項目でA（5点）評価が多い者を受託候補者として特定する。それでもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、当該者にくじを引かせ受託候補者を特定する。受託候補者のうち、くじを引かない者がある時は、これに代えて、当該プロポーザル事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長　　スポーツ統括室スポーツ振興部長
副委員長　総務課長
委員　　市民活動支援課長
　　　　　　スポーツ振興課長
　　　　　　オリンピック・パラリンピック推進課長
　　　　　　ラグビーワールドカップ2019推進課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 欠席した委員の評価は集計には含めない。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなし、集計に含めることができる。
- 6 委員長は、評価結果を市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。ただし、第1次評価結果については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。
- 7 評価委員会は非公開とする。

（提案資格確認の通知）

第6条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は令和元年5月28日から施行する